

ニッポン・オフショア・ファンズ  
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託(豪ドル建て)  
ニッポン・オフショア・ファンズ-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券  
(原則として、毎月の分配を予定しています。)

**<管理会社>BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド**

1979年12月21日ケイマン諸島において設立。

ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。

資本金246,310円(2023年12月末日現在)

純資産の額 約96億円(2023年12月末日現在)

管理会社は外国投資信託等(2024年12月末日現在の純資産額の合計額:約3,147億円)の管理および運用を行っています。

**<投資運用会社>BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社**

ファンドに関する投資運用業務を行います。

**<副投資運用会社>アルセントラ・エヌワイ・エルエルシー**

投資運用会社から委託を受け、ファンドに関する副投資運用業務を行います。

**<受託会社>CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン) リミテッド<sup>(注)</sup>**

ファンドの受託業務を行います。

**<管理事務代行会社/保管会社> SMBC 日興ルクセンブルク銀行株式会社**

ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

**<代行協会員> SMBC 日興証券株式会社**

代行協会員業務を行います。

**<日本における販売会社>株式会社三井住友銀行**

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

(注)2024年8月13日付で、ファンドの受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、その商号をCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更しました。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ニッポン・オフショア・ファンズ-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月29日に関東財務局長に提出しており、2024年11月30日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

**重要事項**

ファンドは、主に外貨建て債券等を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた債券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた債券等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「金利の変動リスク」「債券に関する信用リスク」「外国為替市場とヘッジに関するリスク」「為替先渡契約と為替取引に関するリスク」「デリバティブに関するリスク」「先物取引に関するリスク」「投資ポートフォリオの流動性に関するリスク」「取引相手のリスク」「店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク」などがあります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的、投資方針および主な投資対象

(注)本書において、ニッポン・オフショア・ファンズ・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドを「ファンド」といい、ファンドの受益証券である豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」といいます。

ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引されるデリバティブ（派生商品）を含みます。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定したインカムゲインの確保と、長期的な信託財産の成長を目指すことです。

債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理されます。

ファンドのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することです。

投資運用会社および／またはその委託先はまた、現金および短期金融商品（預金、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含みますがこれらに限られません。）に投資することができます。

投資運用会社および／またはその委託先は、主に投資適格を下回る格付の証券に投資しますが、投資判断を行うにあたり、信用力または残存年数による制限はありません。そのため、ファンドの投資対象に対し信用格付の下限は適用されず、当該投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未済に格付されることもあります。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および／またはその委託先は、投資時および当該投資対象がファンドのポートフォリオに保有されている間、そのハイ・イールド債券の信用力を継続的に管理します。

### 為替ヘッジ取引

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減し、豪ドル（豪ドルは受益証券の表示通貨です。）に対する米ドル（米ドルはファンドの表示通貨です。以下同様です。）の値下がりから受益証券の価値を保護するための為替ヘッジ取引を実施する方針です。ただし、豪ドルに対する米ドルの値上がりに伴って、受益証券1口当たり純資産価格の上昇がもたらされるものではありません。

また、管理会社および／またはその委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドルと関連する非米ドル建て投資対象通貨<sup>(注)</sup>の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするための為替ヘッジ取引を実施する方針です。ただし、かかるエクスポージャーは常に100%ヘッジされるとは限りません。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは為替管理会社に選任されています。2015年7月9日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われます。

(注)投資対象通貨とは、ファンドの投資対象が表示される通貨をいいます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

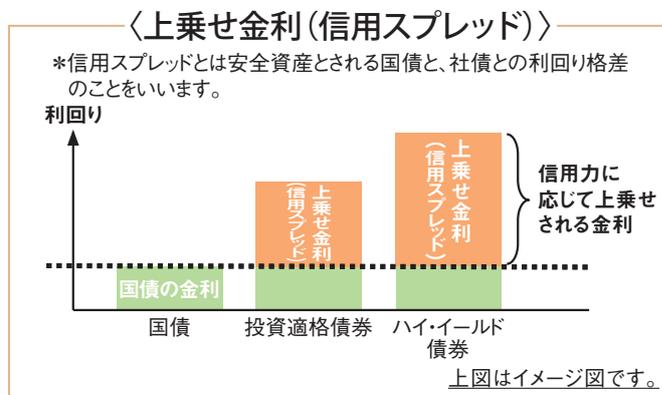
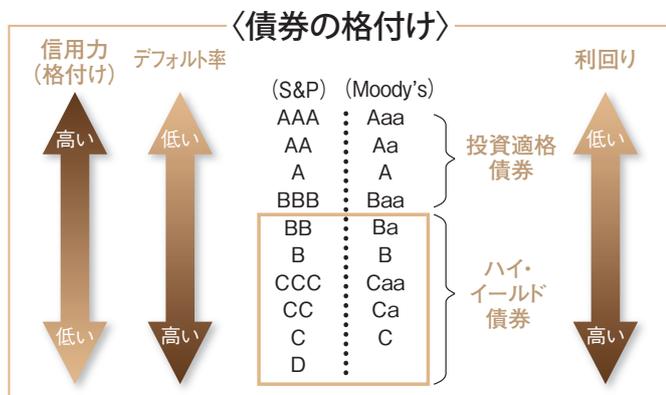
## ファンドの特色

特色 1	■主に世界のハイ・イールド債券に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と、長期的な信託財産の成長を目指します。
特色 2	■受益証券は豪ドル建てです。 ※ファンドは、米ドル建てで（ファンドが組入れる米ドル建て以外の資産については、米ドルへの為替ヘッジを図ります）、米ドルから豪ドルへの為替ヘッジを図ります。
特色 3	■原則として、毎月分配を行います。 ※管理会社の判断により、分配を行わない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ～ハイ・イールド債券とは？～

一般的に、格付機関(S&P/Moody's等)によりBB / Ba格相当以下の格付けを付与された社債をハイ(高い)・イールド(利回り)債券といます。



ハイ・イールド債券は信用力が低い債券です。債券の格付けが引き下げられた場合等には信用力が低下し、通常、債券価格は下落します。また、信用力が変わらない場合でも、金利が上昇すれば債券価格は下落します。S&PおよびMoody'sは代表的な格付機関です。上記格付けは長期債務格付けです。

## 主な投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服します。

- 会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得することはできません。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項で定義される「証券投資信託」(株式に投資しないものに限り)または投資信託及び投資法人に関する法律第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの(株式に投資しないものに限り)については、この限りではありません。
- 取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象すべての総価値が、その取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資対象を取得することはできません。
- ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することはできません。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(適宜改正または代替されます。)に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。上記の比率は、管理会社の裁量において、当該資産の買付時点基準または時価基準で算定されます。
- 投資の結果として、ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行うことはできません。
- 投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が、(i)金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除きます。)、または(ii)金融商品取引法第2条第20号で定義される「デリバティブ取引」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドは投資対象を取得または追加取得することはできません。
- 管理会社または他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行うことはできません。
- 自己またはその取締役と取引を行うことはできません。
- 管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行うことはできません。
- 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行うことはできません。

株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドが何らかの理由で当該証券を取得した場合、投資運用会社または副投資運用会社(場合によります)は、できる限り早く当該証券を売却するための措置を実行します。

## 借入制限

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とします(合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとします)。

# ファンドの目的・特色

## 分配方針

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を各受益者に分配することができます。分配は、次の分配期間中の現地分配日<sup>(注)</sup>に行われます。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。原則として、ファンドの受益者名簿に毎月15暦日（当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）（以下「現地分配基準日」といいます。）時点で登録されている受益者に対して分配が行われます。

(注)現地分配日とは、各現地分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいいます。なお、ファンド営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。

投資者は、受益証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 〈分配金受取りのイメージ〉

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月の分配											

※上記はあくまでイメージです。

# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

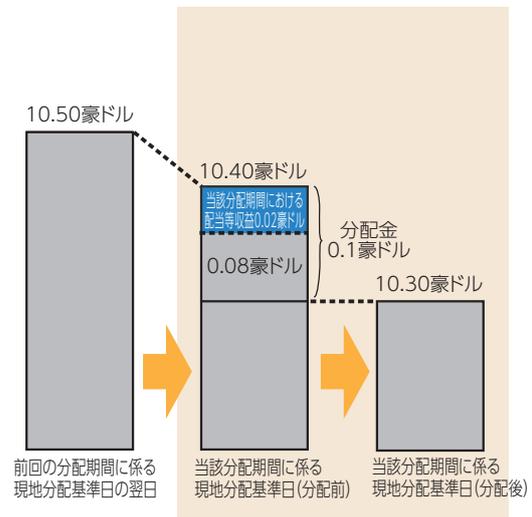
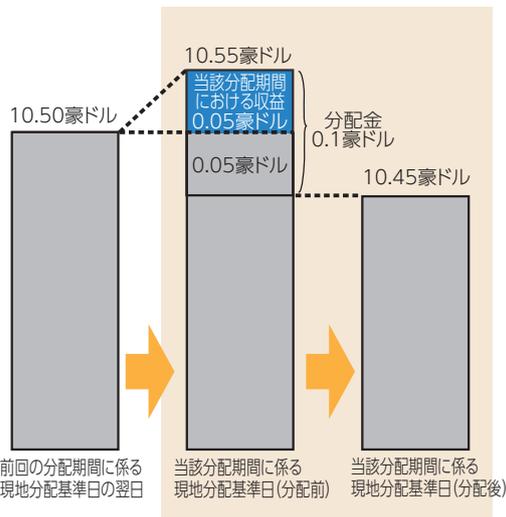


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。

### 分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.05豪ドルを取り崩す

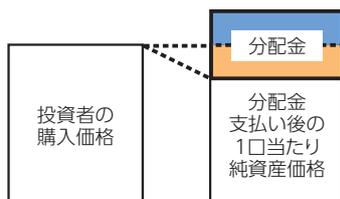
(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.08豪ドルを取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\*購入価格を上回る部分(分配金(A))に加え、下回る部分(分配金(B))も分配金として課税対象となります。



(注)分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

# ファンドの目的・特色

## 運用体制

### 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者です。

### 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、アルセントラ・エヌワイ・エルエルシーに委託しています。

副投資運用会社は、フランクリン・リソースズ・インク(事業上の名称は、フランクリン・テンブルトン)の子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されています。

同社は優先担保付きローン、ハイ・イールド債券などの運用に実績がある運用会社です。

# 投資リスク

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

## 主なリスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、このような戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできません。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

### 金利の変動リスク

債券の価値は、金利の変動に基づき変動することがあります。通常、金利の上昇局面では、債券の価値は下落し、金利の低下局面では、債券の価値は上昇する傾向があります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因により異なります。

### 債券に関する信用リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、安定的な収益の確保のため、ファンドの勘定で、ハイ・イールド債券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができます。このため、信用リスクが増大した場合には、長期的な資産の成長という投資目的は達成できない可能性があります。格付の低い債券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによる格付がBaa未満、またはS&Pグローバル・レーティングによる格付がBBB未満の証券をいいます。格付の低い債券は、「投資適格」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合があります。

ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元金支払能力が損なわれる可能性が高くなります。かかる債券には、大きな債務不履行のリスクが伴い、当該リスクは、投資対象の価値に影響を及ぼすことがあります。

### 外国為替市場とヘッジに関するリスク

外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的です。このような市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがあります。外国為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含みますが、上記に限定されません。

ヘッジ戦略に使用される金融商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオの値動きとの相関性の度合いは変化することがあり、管理会社および／またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合があります。こうした不完全な相関性によって管理会社および／またはその委託先は、意図するヘッジを達成することができないか、または損失リスクにさらされる可能性があります。

### 為替先渡契約と為替取引に関するリスク

管理会社および／またはその委託先は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と複数の通貨単位との間で店頭為替先渡契約を取引することができますが、ファンドの勘定でかかる取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引相手の不履行もしくは履行拒絶のリスクにさらされます。取引相手が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合があります。

## デリバティブに関するリスク

デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大幅に依存します。投資運用会社および／またはその委託先は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々なデリバティブ取引（先物、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限られません。）について適切なポジションをとることができます。

デリバティブでは取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。

## 先物取引に関するリスク

先物の価格は、変動することがあります。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。

## 投資ポートフォリオの流動性に関するリスク

比較流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。

## 取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。

取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

## 店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っています。

また、それらの状況は定期的開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議しています。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

# 投資リスク

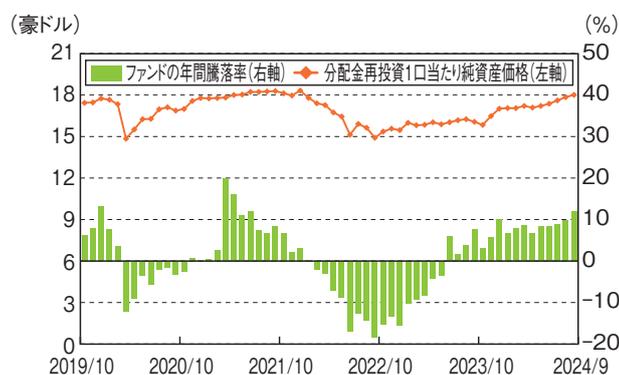
信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反する取引を行いません。投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が、エクスポージャーの区分（株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、デリバティブ等エクスポージャー）ごとにそれぞれ10%、合計で20%を超えないように運用することを決定しています。

デリバティブ取引については、ヘッジ目的に限定されません。デリバティブ取引等の残高に係る、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とします。

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

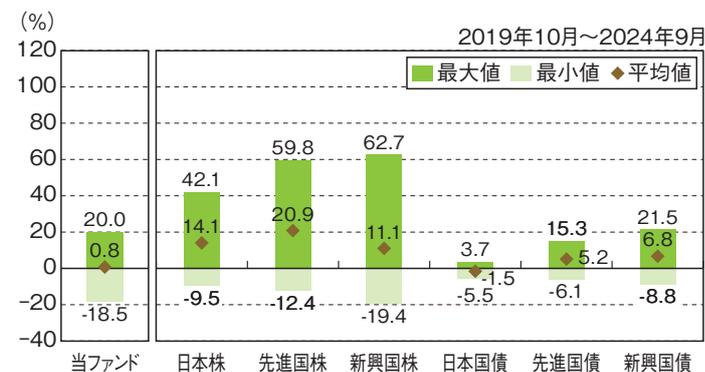
ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



- \* 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- \* 年間騰落率は2019年10月から2024年9月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- \* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものです。

- \* ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \* ファンドの年間騰落率は、ファンド証券の表示通貨である豪ドル建てで計算されており、円換算されていません。したがって、円換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

### ○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusai(World ex Japan) Index(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM(Emerging Markets) Index(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債  
野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)  
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index(円ベース)  
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPXに帰属します。  
MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。  
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。  
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。  
THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。  
株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

# 運用実績

## 投資状況

(2024年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	投資比率(%)
債券	米国	70.11
	イギリス	5.85
	カナダ	4.05
	オランダ	3.29
	ドイツ	2.54
	ルクセンブルグ	2.39
	フランス	2.32
	イタリア	2.29
	スペイン	1.00
	ジャージー	0.83
	パナマ	0.80
	バミューダ	0.66
	スウェーデン	0.64
	アイルランド	0.49
	ブラジル	0.44
	デンマーク	0.36
	オーストラリア	0.35
	ケイマン諸島	0.27
リベリア	0.21	
小計		98.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.10
合計		100.00

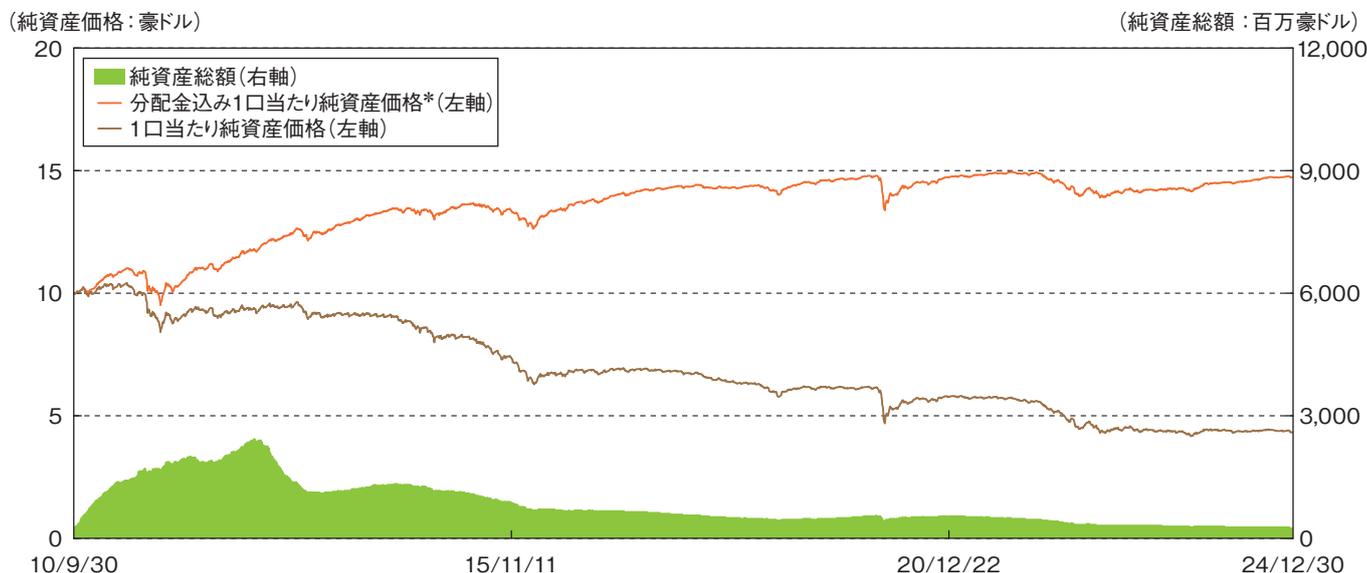
(注) 投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

## 投資有価証券の主要銘柄

(2024年12月末日現在)

上位10銘柄 債券		種類	投資比率(%)
順位	銘柄名		
1	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	債券	0.88
2	RITHM CAPITAL CO 8.00 01APR29 144A	債券	0.78
3	AETHON UN/AETHIN 7.50 01OCT29 144A	債券	0.70
4	HOUSE HR GROUP BV 9.0 03NOV29 REGS	債券	0.69
5	EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	債券	0.68
6	COMSTOCK RESOURCES 6.75 01MAR29	債券	0.65
7	ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	債券	0.64
8	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	債券	0.62
9	DISH NETWRK CORP 11.75 15NOV27 144A	債券	0.61
10	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	債券	0.60

## 純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月30日(設定日)~2024年12月末日)



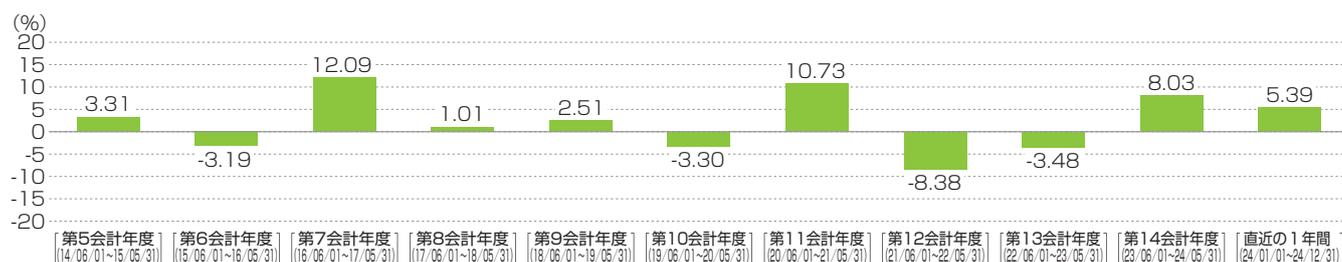
\*税引前分配金を加えた1口当たり純資産価格です。

# 運用実績

## 分配の推移 (税引前、1口当たり) (豪ドル) (現地分配基準日ベース)

分配月	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月
1口当たり分配金 (豪ドル)	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
分配月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	設定来合計	直近12ヵ月合計
1口当たり分配金 (豪ドル)	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	10.390	0.360

## 収益率の推移



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

## 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入の申込期間	2024年11月30日(土曜日)から2025年11月28日(金曜日)まで なお、申込みは、申込期間中のファンド営業日（ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。）に行われます。 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入(お申込み)単位	100口以上10口単位
購入(お申込み)価格	取引日 <sup>(注1)</sup> に該当する評価日 <sup>(注2)</sup> における受益証券1口当たり純資産価格 (注1)取引日とは、各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。 (注2)評価日とは、各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
購入(お申込み)代金	原則として日本における申込日に、申込金額をお支払いください。投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日（日本における販売会社が申込注文の成立を確認した日。通常、申込みの日本における翌営業日。）から起算して日本における6営業日目までとします。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われます。 申込金額は円貨または豪ドルでお支払いください。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによります。
換金(買戻し)単位	1口以上10口単位
換金(買戻し)価格	買戻日 <sup>(注)</sup> に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格 (注)買戻日とは、各ファンド営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
換金(買戻し)代金	日本における販売会社は、買戻しにかかる国内約定日（日本における販売会社が買戻注文の成立を確認した日。通常、買戻申込日の日本における翌営業日。）から起算して日本における6営業日目（買戻注文の申込日から起算して日本における7営業日目）から、買戻代金をお支払いします。
申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として午後3時（東京時間）までとします。
換金(買戻し)制限	クローズド期間はありません。 受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができないファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止及び取消し	管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。 (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間 (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間 (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段が故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合 (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間
信託期間	ニッポン・オフショア・ファンズの基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間 (なお、ファンドの設定日は2010年9月30日です。)

# 手続・手数料等

繰上償還	<p>ファンドは以下のいずれかの事由が生じた場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。</p> <p>(a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合</p> <p>(b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合</p> <p>(c) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合</p> <p>(d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合</p> <p>(e) 適用法により要求される場合</p> <p>(f) 純資産総額が10,000,000米ドルを下回った場合</p> <p>(g) 受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合</p>
決算日	毎年5月31日
収益分配	受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において、管理会社が決定した金額を各受益者に分配することができます。かかる金額は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は、定められていません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(5月31日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。(開設・口座管理料等に関しては日本における販売会社にお問い合わせ下さい。)

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入時の申込手数料はかかりません。ただし、受益証券の購入後の経過年数が5年以内でのご換金の場合には、買戻手数料(「条件付後払い販売手数料(CDSC)」)ということがあります。)												
買戻手数料	<p>条件付後払い販売手数料(CDSC)は、購入時の価格に以下の料率をかけて算出されます。条件付後払い販売手数料(CDSC)は、ご換金(買戻)時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務(ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。)の対価となります。日本の消費税および地方消費税は条件付後払い販売手数料(CDSC)に対して課せられません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受益証券の購入後の経過年数</th> <th>条件付後払い販売手数料(CDSC)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以内</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>2年超3年以内</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>3年超4年以内</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>4年超5年以内</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	受益証券の購入後の経過年数	条件付後払い販売手数料(CDSC)	2年以内	4.0%	2年超3年以内	3.0%	3年超4年以内	2.0%	4年超5年以内	1.0%	5年超	0.0%
	受益証券の購入後の経過年数	条件付後払い販売手数料(CDSC)											
2年以内	4.0%												
2年超3年以内	3.0%												
3年超4年以内	2.0%												
4年超5年以内	1.0%												
5年超	0.0%												
	<p>受益証券の購入後の経過年数は、受益証券が発行された月の翌月1日から計算されます。</p> <p>〈保有期間に応じた条件付後払い手数料率〉</p> <table border="1"> <caption>〈保有期間に応じた条件付後払い手数料率〉</caption> <thead> <tr> <th>保有期間</th> <th>手数料率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以内</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>2年超3年以内</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>3年超4年以内</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>4年超5年以内</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	保有期間	手数料率 (%)	2年以内	4.0%	2年超3年以内	3.0%	3年超4年以内	2.0%	4年超5年以内	1.0%	5年超	0.0%
保有期間	手数料率 (%)												
2年以内	4.0%												
2年超3年以内	3.0%												
3年超4年以内	2.0%												
4年超5年以内	1.0%												
5年超	0.0%												

# 手続・手数料等

信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.95%</b> を乗じた額ならびに下記の受託報酬およびその他の費用等がファンド資産より控除されます。以下、内訳（年率表示）です。		
管理報酬等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬（投資運用報酬および副投資運用報酬を含みます。）	管理会社	ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）	0.65%
販売管理報酬	管理会社		0.85%
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金（買戻し）等受け付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務	0.06%
保管報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務	0.04%
販売報酬	日本における販売会社	ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	0.25%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	0.10%
受託報酬	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務およびこれに付随する業務	日々の純資産総額に対して <b>年率0.01%</b> （ただし、 <b>最大年間報酬額を7,500米ドルとします。</b> ）
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引手数料・目論見書等の作成、印刷費用</li> <li>弁護士費用（ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）</li> <li>監査費用（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）</li> <li>税金等</li> </ul> 上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率もしくは上限額等を示すことができません。		

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ポートフォリオの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

## 税金

### <個人投資者の税制>

- 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。
- 受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく損益は、個人受益者について、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税5%）が課せられます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

### <法人投資者の税制>

- 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。）。

上記は、2025年1月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

### ■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### ■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

### ■「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の三井住友銀行でのお取引条件について

- 購入時手数料は、かかりません。  
※ただし、管理会社から当行に対して当初の購入価額に対して4.00%が支払われます。  
なお、上記の当行に支払われる金額は、ファンドの保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することになります。
- 換金手数料（非課税）は、換金申込日に応じて、下記料率を元本額（解約口数×当初元本額）に乗じて得た金額となります。

保有期間	条件付後払い販売手数料
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

- 購入単位は以下の通りとなります。

購入の場合	100口以上10口単位
-------	-------------

※「投信自動積立」の取扱はございません。

(この目論見書補完書面は2024年7月1日時点の情報に基づいて作成しております)